

「大阪市はホームレスに対して積極的に生活保護を認めるべきである」肯定

担当者：相良・日下

一、 ホームレスは生活保護の受給要件を満たしている

- ・ 憲法第二十五条が保障する「最低限度の生活」以下である

生活保護法は、憲法第二十五条に規定する理念に基づき、困窮するすべての国民に対して健康で文化的な生活を保障するもの。厚生労働省の設定する扶助基準は、高齢者単身世帯でも 62,640 円(+家賃、医療費等の実費相当額)であるが、働いているホームレスの半分以上は月収 5 万円未満である。したがって、路上で起居するホームレスの生活は、健康的でも文化的でもなく、明らかに「最低限度の生活」を下回っており極貧状態といえる。

- ・ 稼働能力を活用していないとはいえない

ホームレスのほとんどは働く意思を持っている。しかし現状として、就労するには住所が必要であり、ホームレスだということが分かると会社は相手にしてくれない。かといって敷金・礼金がないためアパートに入ることもできない。面接に着ていくような服もない。また、近年では日雇い労働求人も減少しており、ホームレスの多くは、就労の意思はあっても就労の機会がないという状態である。

- ・ 生活保護を受けるのに住所は必要ない

生活保護法では、そもそも受給要件に住所の有無は含まれておらず、住所のない場合は「居所」において保護することになっている。「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」でも、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意した適正な生活保護の実施が求められている。したがって、住所がないことを理由に生活保護の申請を断るといった福祉事務所の慣行的対応は違法である。

二、 自己責任では済ませられない

ホームレスとなる原因の多くは、失業・離婚・借金などであるが、80年代までの日本では、こういった問題を抱えてもホームレスになることはほとんどなかった。それは、地域内、家族間での助け合いがあったからである。しかし現在の日本においては、個人主義化が進みそのような相互扶助が機能していないし、雇用の不安定化により以前よりホームレスとなる原因を抱えやすくなっている。また、家族を養うために仕事を求めて地方から都市部に単身で出てきた結果、ホームレスになり、家族と連絡も取れないといったケースも少なくない。ホームレスの増加は社会構造・背景の変化により生じているといえる。